

みどり通信

第183号 2010. 12. 7

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● FX 2活用事例	P7
● 税務	P3	● これからの研修	P8
● 一倉 定 経営心得	P4	● あとがき	P8
● 社会保険	P5	● 年末年始休業のご案内	P9
● 生命保険	P6	● 営業カレンダー	P9



運 -Feel Good-

当事務所の“私は運がいい”シールをご覧いただき、「Feel Good」というアルファベットを使って、「運」という漢字を表現していただきました。

「Feel Good」と発音してみてください。口が横に広がり、きっと自然と笑顔が生まれますよ…。

作 加茂市 墨遊 はちまき屋 泉田佑子先生

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

12月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、12月7日のホームページ掲載のものからです。

『ランチェスター・栢野克己先生から学ぶ・・・』

昨日は、九州は福岡からランチェスター・栢野克己先生に加茂の地において頂き、「中小企業繁盛の成功法則」というテーマにて、3時間30分にわたって熱く熱く語っていただきました。

栢野先生本当にありがとうございました。

また、ほぼ定員となった参加者の皆様、ご参加いただき誠に感謝申し上げます。

中小企業にとってのランチェスター次の8大経営戦略についていろいろな成功事例をふまえながら参加者との対話形式でいろいろな気づきを与えていただいたところです。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 商品(サービス)……何を | 5. 顧客維持……リピーター(信者) |
| 2. 地域……どこで | 6. 組織……人 |
| 3. 客層……だれに | 7. 財務……お金 |
| 4. 営業……どうやって | 8. 時間……働き方 |

とかく大企業の成功事例に翻弄される中小企業・零細企業が忘れている、すぐに対応できる戦略からお話をいただいた次第。

経営（人生）には『夢』×『感謝』×『戦略』すなわち「夢と戦略と感謝」の成功法則があることに気づいたのだそうです。経営（人生）に成功するには大きく分けると「夢」と「戦略」と「感謝」の3つの要素があるということ。あの有名な通販のやずやは、売上が6,000万円から現在400億円の売上をあげるまでに成長したわけですが、44歳の時に健康産業が天職であると気づき、ある会での経営計画セミナーにて1枚の経営計画書をつくったことから躍進が始まったとの紹介をいただきました。

姫路市郊外のパソコンスクールの事例です。

人口 7,000人の地域でチラシを配布し、営業展開し、「同じことを100回

聞かれても笑顔でお答えします」をモットーにしているパソコンスクール。客層の4割が60歳以上の高齢者だとのこと。年商2億円(粗利)。無制限コース(月1,300円)に会員が1,000人も。

お客様から毎日「ありがとう」と言われる。商売が楽しくて楽しくてしようがない。パソコンが並んでいるスペース

より、パソコンのないスペースのほうが広大。そこで受講者たちは楽しく生き生きと雑談。地域のコミュニティセンターとして機能をはたしているとか。退会率はなんと年2%だそうです。



次は福岡県内の内装業者の事例。

今では年商2億円、粗利が6割の会社。当初売上がなくて困っていたが、さりとて子供が小さくて奥さんが外へ出られない。そこで考えたのは、ネット販売。家の小物をヤフーオークションで売り始めたとのこと。その小物の売上はピーク時には32万円／月になったが、半年で終了。だんだん顧客に対する要望に応えられなくなったからとのこと。

それで本業の商品“自分でできる防音対策”に。商品単価が79,800～29,800円。専門業者に頼めば50万、100万はする分野のため注文が多く舞い込むことに・・・。

最後に、全員が「夢のマスターリスト」に思いついた自身の夢を書き出す作業に。

内容は、これまでほしいと思っていたものや、行ってみたいところ、こうなれたらよいがと思うこと、達成したい事柄を書き並べ日付を入れるという内容。想像力を自由に働かせて金銭・教育・能力での制約など考慮せず書き連ね、いつでも書き加え、一生続けることだそうです。

ぜひ、仕事や人生においての夢や目標を具現化し実現できるようにしようではありませんか。

あつという間のセミナーでありました。

柏野先生に、感謝・感謝・・・

「夢と戦略と感謝」で、行動あるのみ！！

税理士 山口 昇

税務

サラリーマンで確定申告が必要な方について

今年も早いもので、残すところあと1ヶ月を切りました。年末・年越しの準備は順調に進められていますでしょうか？

さて、年末恒例の作業といえば年末調整ですが、この年末調整を受けていても、来年の3月15日までに確定申告をしなければいけない場合があります。サラリーマンだから大丈夫！と勘違いされていて、後から大慌て…などと言つたことの無いように、今一度の周知・確認をお願いいたします。

所得税法では、サラリーマンの方であっても、次のいずれかに該当する場合には、確定申告が必要とされています。

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ・1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ・2か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

(注) 給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の人は、申告の必要はありません。

- ・会社の役員などで、その会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- ・災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている人
- ・源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人
- ・退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人

※ 上記の「給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額」には、次の所得はありません。

- ・上場株式等の配当や少額配当などで確定申告をしないを選択したもの
- ・特定口座の源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡による所得で、確定申告をしないを選択したもの
- ・源泉分離課税とされる預貯金や公社債の利子
- ・源泉分離課税とされる抵当証券などの金融類似商品の収益
- ・源泉分離課税とされる一定の割引債の償還差益
- ・源泉分離課税とされる一時払養老保険の差益（保険期間等が5年以下のもの及び保険期間等が5年超で5年以内に解約されたもの）

税法独特的の言い回しで、一読しただけではなかなか理解できないところも多々あるかと思います。ぜひ、遠慮無く各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

一倉定の経営心得シリーズ

その十四

事業は学問でもなければ理論でもない。
事業の存続を実現する戦いなのである。

事業経営は「市場活動」である。

この最も基本的なことが忘れられ、企業の内部を管理することが事業の経営であるかのような錯覚にとらわれている人々が大部分である。世にいわれる「経営学」なるものは、この錯覚にもとづく間違った思想と理論に満ち満ちている。そしてそれが計り知れない害毒を社会に流しつづけているのである。

事業経営の最高責任者である社長は、「この妄想に惑わされることなく、事業に対する正しい認識——事業の本質は市場活動である——を持たなければならぬ。そうでないと、正しい事業の経営はできないのである。」

マネジメントと称する内部管理の理論は、事業経営を知らないやからの、きれい事の観念論である。事業経営にきれい事は危険である。事業は学問でもなければ理論でもない。事業の存続を実現する戦いなのである。

社会保険

12月になりました。
今年もあと残りわずかとなっていました。
社会保険で、提出必要な事項のご確認はよろしいでしょうか。



賞与支払届について

賞与を支払った際には、社会保険事務所へ、被保険者ごとに賞与額を記入した「被保険者賞与届」を支給日から5日以内に提出になります。その際には「被保険者賞与支払届総括表」も添付します。社会保険事務所より、去年の賞与支払実績に準じて、賞与支払予定月の前月に氏名などがあらかじめ印字された「賞与支払届」が社会保険事務所から送付されてきます。この用紙に賞与額等を記入して届出を行います。

ご注意下さい



賞与の支給が無い場合、「賞与支払届」の提出は不要ですが、「被保険者賞与支払届総括表」は「支給なし」と記入して提出が必要です。ご注意下さい。



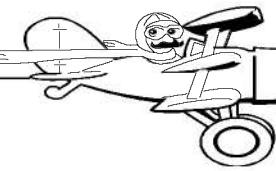
お知らせです

戦略人事給与情報システム（P X 2）では、「賞与支払届」の転記資料が出力できます。ご活用下さい。

年末調整も算出できます。手順等について詳しくは月次訪問担当者が対応させていただきます。ご相談下さい。

今回のテーマ

社長個人の生命保険



今まででは、法人の保障や個人を中心に紹介してきました。

今回は、役員の方個人の生命保険をご紹介したいと思います。

1. 法人の負債は法人契約で…個人の生活を個人契約で！！

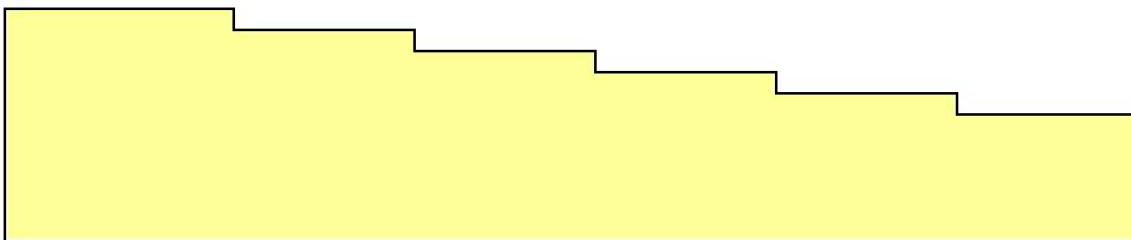
法人の借入金・運転資金・退職金＆弔慰金は、必ず法人契約でカバーしましょう。

その上で、役員個人のご家族を守るために必要な保障を個人契約でまかないましょう。

個人保障の考え方の基本は、生活保障です。

万が一の際に残されたご家族が、十分に生活していくだけの過不足のない保障に加入しましょう。

【個人の必要保障額・例】



2. どうして上記の図のようになるのでしょうか？？

必要保障額 = 生活費用 = 毎月の収入 と考えてみると分かりやすくなります。

働いているうちには、毎月収入があります。働けなくなると収入はなくなります。

働いている間のお給料に代わって、支払を受けられる保障があれば合理的ですね。

引退までの期間のお給料の累計額が、ちょうど上の図のようになります。

保障の形を必要保障額に揃えてあげれば、無駄がなくなります。

保障される期間を当面の間とすることで、上記の場合には保険料を約半額にできます。

3. 分かりやすい保障額の設定ができます

一般に生命保険の保障額は、「保険金5千万円」といった決め方です。

上記のタイプの保険では、「毎月の受取額30万円」という設定の仕方ですので、

生活の実状に合わせやすいですね。

無駄のない保険の形ですから、保険料にも無駄がありません。

【例：40歳男性 保険期間60歳満了 年金月額30万円団体月払】

① 非喫煙健康体：7,140円、②非喫煙標準体：8,400円、③ 喫煙健康体：10,230円、

④ 標準体：10,530円

* 上記のパターンでご加入直後の保障額(一時金で受取る場合)は、約6,083万円となります。

今回は社長個人の保障についてのご案内になります。

実際にご自身の保険について参考にしてみてください。

保険料は一例になります。具体的なご相談、シミュレーションに応じますので、お気軽にお声がけください。

年末調整の時期が到来しました！

PX2(TKC戦略給与情報システム)で 効率良く年末調整を行いましょう！



扶養控除等(異動)申告書

給与所得者の保険料控除兼給与所得者の配偶者特別控除申告書

ここが今年のポイント

①認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例

システムに搭載済みの(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算機能に、「認定長期優良住宅の場合」の計算処理を追加しました

※「年末調整」タブー「31 年末調整計算」を行う前に最終支給給与計算を完了させておく必要があります。

PX2による年末調整の流れ

- 年末調整準備(扶養控除等(異動)申告書、給与所得者の保険料控除兼給与所得者の配偶者特別控除申告書等印刷)
- 年調社員情報の入力(扶養控除等(異動)申告書、給与所得者の保険料控除兼給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を見ながら入力、確認)
- 入力内容を確認(エキスパートチェックで確認)
- 給与計算(最終支給月を給与計算)
- 年末調整計算
- 給与支払明細書印刷(最終支給運動の場合)
還付・徴収明細書印刷(別途還付、徴収の場合)
- 源泉徴収票、一人別源泉徴収簿印刷

PX2は給与計算、賞与計算、社員情報のデータを用いて年末調整を効率的に行なうことが可能です。ご利用にあたっては1月からがおすすめです！
詳しくは当事務所までお問い合わせください。

これからの研修

経営計画発表会 天神屋会館 1月21日（金） 17:00 ~ 19:00

原点の会 三条商工会議所 2月2日（水） 9:00 ~ 11:30



あとがき

残すところ今年もあとわずか。事務所の一員に仲間入りさせていただいてから5年目に突入しておりますが、年々時の経つの早いこと早いこと…。

それだけ日々充実した毎日を過ごせているのかな?などと感じつつ、年初の目標をどれだけ達成できたかな?ということに思いを巡らせてみれば、ただただ、反省反省…。俗にいう、アラフォー世代ではありますが、「四十にして惑わず」の境地には到底及ばず、まだまだ修行が足りない自分を再認識いたしております。

まっ、何はともあれ、後悔だけはないように、新年を気持ちよく迎えるためにも、今日もコツコツコツコツ、自分の使命を果たせるよう頑張るのみ!今年一年の自分の「人生の損益計算書」を黒字決算できるように、将来のあるべき「人生の貸借対照表」を実現するために…。

西 丸 保 幸

《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

12月29日（水）仕事納め

12月30日（木）～翌年1月3日（月）年末年始休業

1月4日（火）平常通り

◆◆ 山口会計営業カレンダー ◆◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp